

空き家のお悩み！

ご相談ください！



「空き家コーディネーター」がサポートします！



空き家の所有者や
活用希望者からの相談の解決



空き家の発生抑制や
流通・活用の促進



ご相談いただける方

- 埼玉県内に所在する空き家の所有者等
(空き家を所有することが見込まれる方及びその関係者を含む。)
- 埼玉県外に所在する空き家を所有する埼玉県民
(空き家を所有することが見込まれる方及びその関係者を含む。)
- 埼玉県内に所在する空き家の活用希望者



是非！ご相談ください！

連絡先 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会



0120-157-393

月～金 9:00～12:00、13:00～17:00
土日祝、年末年始休

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 埼玉県宅建会館



宅建協会HP

連絡先 公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部



0120-123-433

月～金 9:00～12:00、13:00～17:00
土日祝、年末年始休

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-4 全日埼玉会館



埼玉県HP

埼玉県マスコット
さいたまっち コバトン



空き家問題解決のプロフェッショナル

「空き家コーディネーター」

相談
無料

空き家に関する相談に対応。

- 管 理**：管理方法、管理委託等
- 売 却**：売却方法、リフォーム等
- 賃 貸**：賃貸方法、リフォーム、資産有効活用等
- 相 続**：権利の整理等
- 解 体**：解体、家財整理等
- その他**：税金・法律、遺品整理



専門家と連携し具体的な提案をいたします。

- 空き家を管理するための費用
- 空き家の活用に関する収支の提案
- 空き家の売却価格査定、諸経費
- 空き家を賃貸した場合の賃貸収入、維持管理費等諸経費
- 空き家を相続した場合の相続税や維持費等
- 空き家を解体した場合の費用

※ 弁護士、税理士、建築士など各種専門家への相談や業務依頼は、無料相談の対象外となります。

専門家による支援例



ご相談の流れ

ステップ 1

まずは電話にて「空き家コーディネーター」相談窓口にご連絡。

ステップ 2

電話、または「空き家コーディネーター」相談窓口にて、空き家の状況とご意向を確認。

ステップ 3

「空き家コーディネーター」が、空き家の状況やニーズに応じて、各分野の専門家と協力し、活用の具体的な手法や試算等の情報の提供等最適な解決策を提案。

ステップ 4

「空き家コーディネーター」が、所有者と活用希望者双方のニーズや条件整理等を行い、マッチングを実施。



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会



公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部